

休眠預金等のお取扱いについて

お客さま各位

水戸信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成 31 年（2019 年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構に納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に規定する預金等であって、同条第 6 項に規定する当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過したものをいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 5 項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し等、休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由

（2）休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳の発行（再発行を含みます）、記帳もしくは繰越 ② 預金者等による残高照会（当金庫 ATM での残高照会に限ります） ③ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（一般口座と決済用口座の変更、または一般口座と総合口座の変更、当金庫 ATM によるキャッシュカードの暗証番号変更、キャッシュカードの再発行に限ります） ④ 総合口座の複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由および①から③に掲げる事由の全部または一部が生じたこと
貯蓄預金	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳の発行（再発行を含みます）、記帳もしくは繰越 ② 預金者等による残高照会（当金庫 ATM での残高照会に限ります） ③ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（当金庫 ATM によるキャッシュカードの暗証番号変更、キャッシュカードの再発行に限ります）
納税準備預金	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳の発行（再発行を含みます）、記帳もしくは繰越
自由金利型定期預金 （大口定期預金）	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳（記帳する取引がない場合を除きます）もしくは繰越 ② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）に限ります）
自由金利型定期預金 （M 型）（スーパー定期）	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳（記帳する取引がない場合を除きます）もしくは繰越 ② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）に限ります）
変動金利型定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳（記帳する取引がない場合を除きます）もしくは繰越 ② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）に限ります）
自動継続 期日指定定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳（記帳する取引がない場合を除きます）もしくは繰越 ② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）、総合口座への組入・組入の解除に限ります） ③ 総合口座の複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由および①または②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと

<p>自動継続 自由金利型定期預金 (大口定期預金)</p>	<p>① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳(記帳する取引がない場合を除きます) もしくは繰越</p> <p>② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）、総合口座への組入・組入の解除に限ります）</p> <p>③ 総合口座の複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由および①または②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと</p>
<p>自動継続 自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)</p>	<p>① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳(記帳する取引がない場合を除きます) もしくは繰越</p> <p>② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）、総合口座への組入・組入の解除に限ります）</p> <p>③ 総合口座の複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由および①または②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと</p>
<p>自動継続 変動金利型定期預金</p>	<p>① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳(記帳する取引がない場合を除きます) もしくは繰越</p> <p>② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（発行様式変更（通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更）、総合口座への組入・組入の解除に限ります）</p> <p>③ 総合口座の複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由および①または②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと</p>
<p>定期積金</p>	<p>① 預金者等の申出による預金通帳の発行（再発行を含みます）、記帳(記帳する取引がない場合を除きます) もしくは繰越</p> <p>② 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更（総合口座への組入・組入の解除に限ります）</p> <p>③ 総合口座の複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由および①または②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと</p>
<p>積立式定期預金</p>	<p>① 預金者等の申出による預金通帳の発行（再発行を含みます）、記帳(記帳する取引がない場合を除きます) もしくは繰越</p>

以上

